

## 平成27年10月14日

本誌の投込みをもって解禁

記者発表資料配布先

長岡市記者会 長岡地域記者会 長岡記者会

# ストップ・ザ・違法車両!

~特殊車両・過積載の取締りを実施しました~

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、 長岡国道事務所・長岡警察署による合同取締りを実施しました。

#### 取締り実施結果

取締り日時 : 平成27年10月7日(水) 14:00~16:00

取締り場所及び結果

・国道8号 宮本除雪ステーション(新潟県長岡市宮本1丁目) 取締り車両数 : 4台 うち違反指導を行った車両: 0台

<違反指導を行った内訳>

道路法取締り

無許可及び総重量違反 0台 0台 道路交通法取締り

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を 心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合せ先 : 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

【特殊車両の通行許可に関する問い合わせ】

管理第一課長 酒井 好明 [電話] 0258-36-4551(内線431)

[FAX] 0258-36-4660

長岡維持出張所長 干場 良信 [電話] 0258-33-4690

[FAX] 0258-36-1689

【過積載に関する問い合わせ】

新潟県 長岡警察署 交通課 「電話」0258-38-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン,スマートフォン <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/">http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/</a> http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/











### 【取締実施状況】





## ▶下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	<u>走行(連結・積載)状態</u> で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
<b>総重量</b> <u>(車+乗員+荷物)</u>	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	<u>積載状態</u> で <u>最大</u> 10t



#### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも 定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内 であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両 は「特殊車両通行許可」が必要です。